

第 55 回（令和 3 年度第 16 回） 新型コロナウイルス感染症対策会議

R3.10.7 PM1:50～

5F 大会議室

出席者；金井会長、水谷・神田・廣澤副会長、桃木・松本・丸木・
登坂・松山・長又・寺師・鹿嶋・小室常任理事
県保健医療部 ワクチンチーム 秋田企画幹、涌井主幹

金井会長

本日も保健医療部の担当者に参加いただいている。秋田企画幹より説明をお願いする。

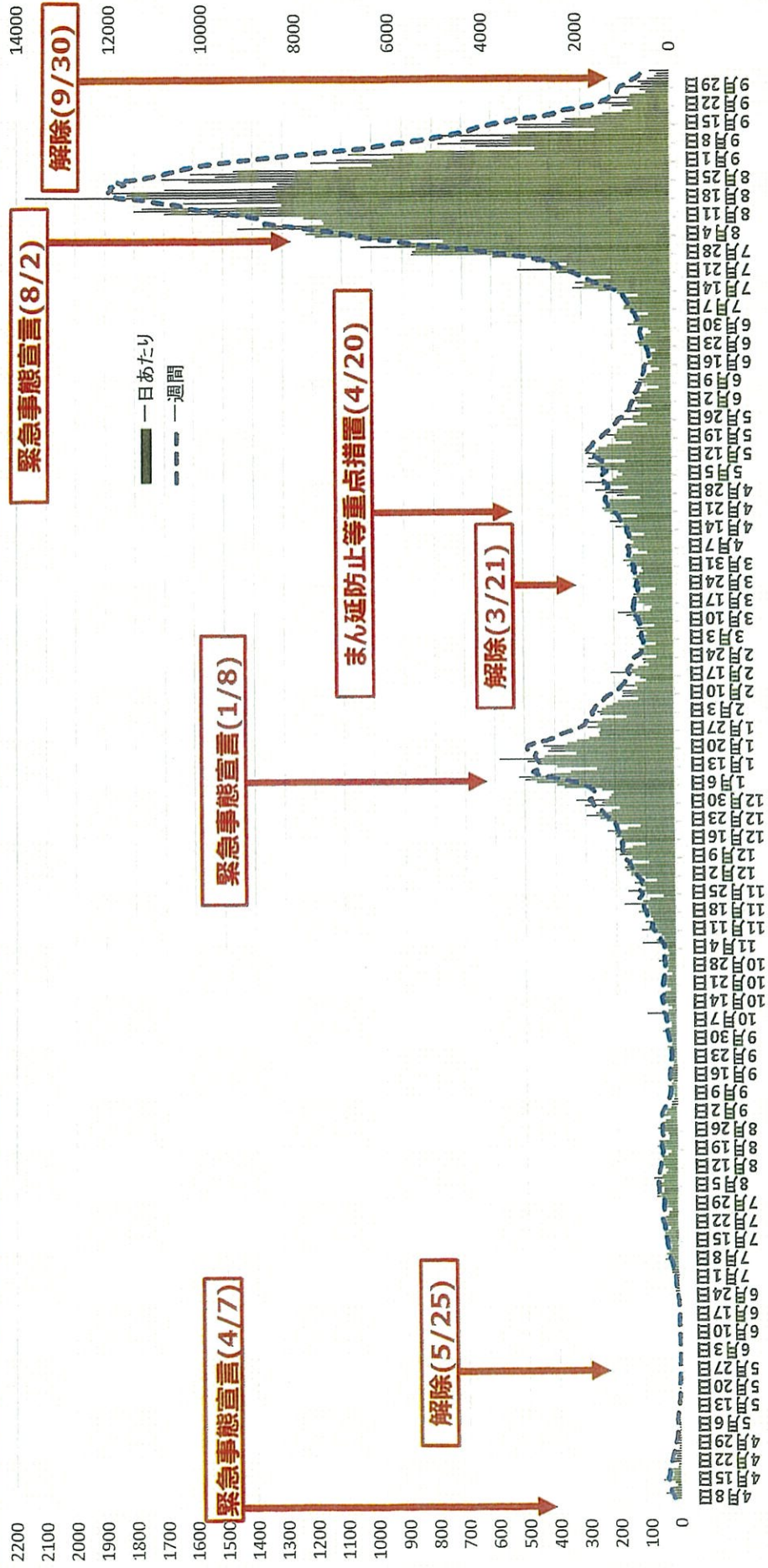
秋田企画幹

資料 1 の 1 ページは陽性者の推移である。傾向は変わらず、宣言解除後も新規陽性者は減り続けている。2 ページはワクチンの接種実績である。毎日、目をみはるペースで接種いただいております、10 月 5 日までに接種回数の総数が 900 万回を超えた。全県民ベースでみても 1 回目が 67.3%となっているため、接種対象者の 7 割を超える方々が、既に接種いただいているという形になる。その証拠に県の接種会場も予約率が 2 割程度で、8 割の空きがある。どうしても打ちたい人は 2 回目の接種を終えて、あとは接種を迷っている人にいかにアピールして、11 月末までに接種いただくよう、努力していくこととなる。話題はかわるが 3 ページは先生方に協力いただいている診療・検査医療機関の関係である。先週、診療報酬が拡充されてコロナ疑いを診ていただければ 550 点算定できる様になったと話しをしたが、もう少し積極的なアナウンスをして、さらに新たに協力いただける医療機関を掘り起こしていきたいと思う。まず、この文面は現在やっただいている先生方へのお礼と、これは全医療機関に送ることを想定しているため、まだ指定を受けていない医療機関への協力をお願いとなる。現在、1,252 の医療機関が指定されている。診療報酬拡充の話があってから 20 ほど増えた。4 ページは保健医療部長名で、事務的なレベルでの金井会長あての通知である。PPE の配付についても復活するというので、記載させていただいている。9 ページに具体的なものが記載されている。今までは国から直接送られるという形になっていたが、今回は県が配布することになった。県も先生方にお手を煩わ

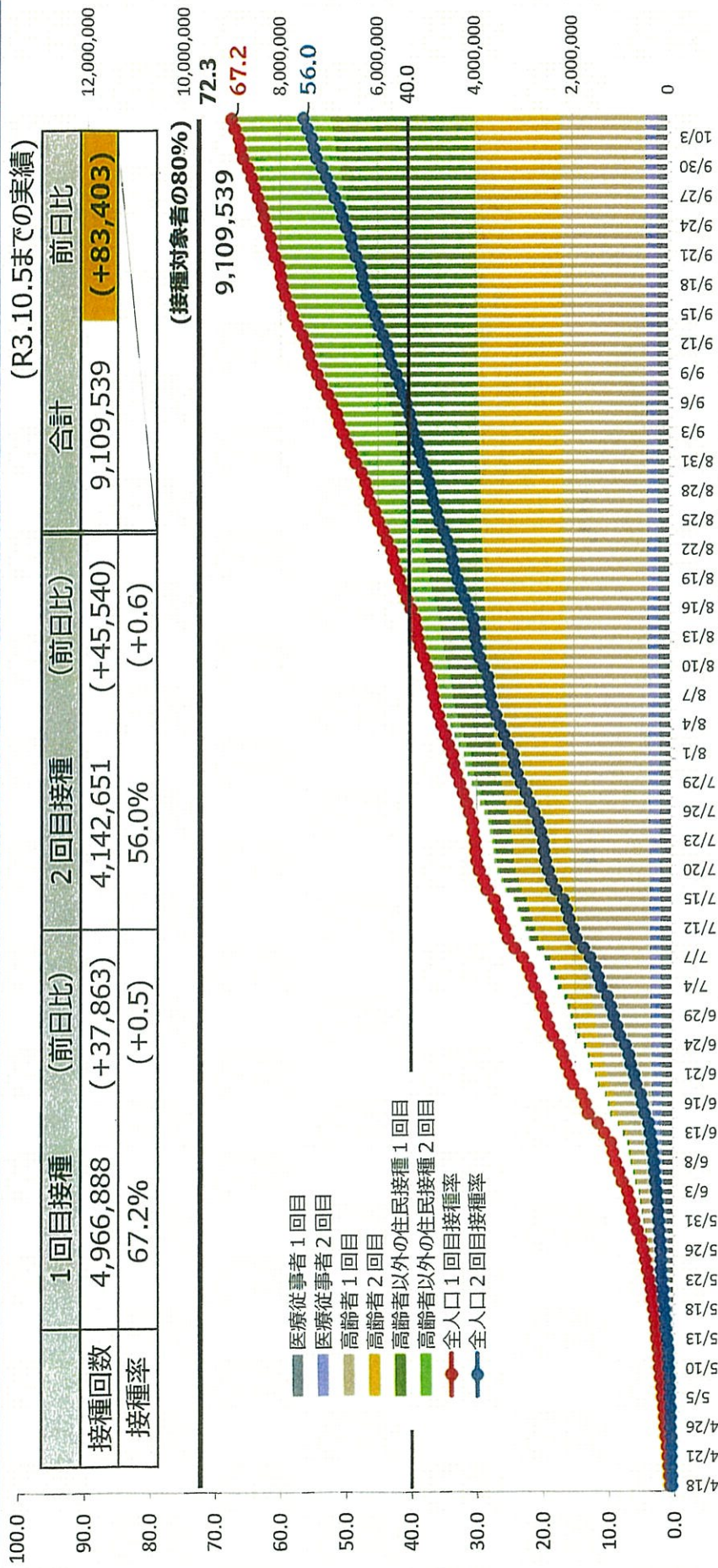
せないように、最初に一定量を定期的に送らせていただき、その上で足りない場合は連絡いただければ、必要量を配布するという方法とする。今回、固定分として1カ月の目安として、サージカルマスク180枚、N95等マスク90枚、フェイスシールド90枚、長袖ガウン180枚とし、一番需要が高いと思われる手袋については、現在調整をしているところである。これらを定期的に送ることとし、時期については、1回目が10月下旬、2回目が12月中、3回目が1月中、4回目が2月中とする。県の在庫量にもよるが、明らかに多くの検査を実施しているところ等、把握できれば多少上増しも考えるが、基本、この固定分をベースに考えたい。さらに不足する場合は、G-MISを使用して随時配布もできるし、別途電話でも可能である。G-MISが使えなくなったという声も聞こえているが、国に確認したところ、インターネットエクスプローラーを使用しているパソコンだとサポート期間が切れていて、そちらの問題で一部作動しないという方もいると聞いている。続いて10ページであるが、3回目のワクチン接種についての通知である。前回説明させていただき、ほぼ同じ内容を市町村に説明した。その内容が資料2となる。先週説明したものと同一なので、説明は省略する。

資料 1

陽性者数の推移(日別)



新型コロナウイルスの接種実績



※ V-SYSにおける医療従事者の接種実績と、VRSの住民接種実績を合算して接種回数を算出
 接種率は、便宜上、R3.1.1時点の埼玉県の常住人口(739万3,799人)に対する、表中の接種回数の割合から算出

診療・検査体制確保への御礼とお願い

秋晴の候、先生方には、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから、本県の地域医療の推進、新型コロナウイルス感染症対策に格別の御理解・御尽力を賜り、心より御礼申し上げます。

過去最大の新規陽性者数を記録した第5波も、ようやく落ち着きが見えてまいりました。診療・検査医療機関の先生方には、感染爆発とも言える状況の中、地域の診療・検査体制を力強く支えていただき、県内の検査数が過去最大（10月5日集計時点）となった8月23日には、検査数の約8割に当たる9,226件の検査を診療・検査医療機関で担っていただきました。また、御協力いただいている医療機関数も継続的に伸びており、現在では1,252機関にも上っています。改めまして、厚く御礼申し上げます。

今や県民にとってなくてはならない存在となっている診療・検査医療機関の先生方に御協力をいただき、今後も新型コロナウイルス感染症の収束に向け全力で取り組んでまいります。

さて、今冬に向けては、国から9月28日付けで事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」が発出され、昨年と同様に、季節性インフルエンザの流行を見据えた相談・診療・検査体制の整備が求められたところです。

これまで、県では県医師会と連携し、厚生労働大臣に対し、広く公表されている診療・検査医療機関への財政的なインセンティブを強く要望してまいりましたが、この度、感染疑いの発熱患者等の診察に対応することを自治体のホームページ等で公表した医療機関に限り、診療報酬が令和3年9月28日から令和4年3月31日まで引き上げられることになりました。これにより、本県においては全ての診療・検査医療機関が診療報酬引き上げの対象となります。

さらに、国から診療・検査医療機関への個人防護具（PPE）の配布についても、再開されることになっております。

是非これらの支援を最大限に御活用いただき、引き続き診療・検査体制の確保につきまして御協力をお願いいたします。

また、診療・検査医療機関の指定を受けておられない医療機関の先生方におかれましては、指定申請は現在も受け付けておりますので、申請の御検討をお願いいたします。

令和3年10月吉日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県医師会
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長 関本 建二

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、「埼玉県指定 診療・検査医療機関」（発熱患者の診療・検査を行い、県ホームページで医療機関名等を公表する医療機関）については多くの医療機関の御協力をいただき、現在では目標の1,200を超える1,252機関を指定させていただいております。重ねて御礼申し上げます。

さて、今年の秋冬の季節性インフルエンザ流行を見据えた診療・検査体制の整備については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から令和3年9月28日付け事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（別添）のとおり示され、基本的に現在の体制を維持していくこととなっています。

この事務連絡に基づき、埼玉県指定 診療・検査医療機関は下記のとおり診療報酬の引き上げの対象となるとともに、国から個人防護具（PPE）の支給を受けることができるようになりました。

是非これらの支援を最大限に御活用いただき、引き続き診療・検査体制の確保につきまして御協力をお願いいたします。

また、指定を受けておられない医療機関の先生方におかれましては、この度の支援の拡充も踏まえ、指定をお受けいただくことの御検討をお願いいたします。

なお、本件については県内医療機関あて個別に郵送でも御連絡しておりますが、貴会からも各郡市医師会あて御周知をお願いいたします。

記

1 診療・検査医療機関に対する支援の拡充

（1）診療報酬上の特例的な対応

診療・検査医療機関の対応時間内に行われた外来診療について、院内トリージ実施料（300点）とは別に、二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定することが可能。

※詳細は、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにつ

裏面へ続く

いて（その 63）」（令和 3 年 9 月 2 8 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添の問 1 及び問 2 を御参照ください。当該事務連絡は、以下で御覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>

（２）個人防護具（PPE）の配布

国から診療・検査医療機関に対し、サージカルマスク、N95 等マスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋を配布。

※詳細は、以下を御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/corona-sitei/top.html#PPE>

※ 診療・検査医療機関の指定を受けておられない医療機関が指定をお受けになる場合は、以下の「指定申請マニュアル」を参考にお手続きください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/179215/shiryoushinseimanual_ver3.pdf

担 当 保健医療政策課

伊佐山・中村・渡邊

電 話 048-830-7508

メール a7500-12@pref.saitama.lg.jp

医療機関各位

埼玉県保健医療部長 関本 建二

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、「埼玉県指定 診療・検査医療機関」（発熱患者の診療・検査を行い、県ホームページで医療機関名等を公表する医療機関）については多くの医療機関の御協力をいただき、現在では目標の1,200を超える1,252機関を指定させていただいております。重ねて御礼申し上げます。

さて、今年の秋冬の季節性インフルエンザ流行を見据えた診療・検査体制の整備については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から令和3年9月28日付け事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（別添）のとおり示され、基本的に現在の体制を維持していくこととなっています。

この事務連絡に基づき、埼玉県指定 診療・検査医療機関は下記のとおり診療報酬の引き上げの対象となるとともに、国から个人防护具（PPE）の支給を受けることができるようになりました。

是非これらの支援を最大限に御活用いただき、引き続き診療・検査体制の確保につきまして御協力をお願いいたします。

また、指定を受けておられない医療機関の先生方におかれましては、この度の支援の拡充も踏まえ、指定をお受けいただくことの御検討をお願いいたします。

記

1 診療・検査医療機関に対する支援の拡充

（1）診療報酬上の特例的な対応

診療・検査医療機関の対応時間内に行われた外来診療について、院内トリージ実施料（300点）とは別に、二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定することが可能。

※詳細は、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」（令和3年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添の問1及び問2を御参照ください。当該事務連絡は、以下で御覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>

裏面へ続く

(2) 個人防護具（PPE）の配布

国から診療・検査医療機関に対し、サージカルマスク、N95等マスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋を配布。

※詳細は、以下を御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/corona-sitei/top.html#PPE>

※ 診療・検査医療機関の指定を受けておられない医療機関が指定をお受けになる場合は、以下の「指定申請マニュアル」を参考にお手続きください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/179215/shiryoushinsaimanual_ver3.pdf

担 当 保健医療政策課

伊佐山・中村・渡邊

電 話 048-830-7508

メール a7500-12@pref.saitama.lg.jp

埼玉県指定 診療・検査医療機関

- 診療・検査医療機関は、埼玉県と高知県のみが**医療機関名等を公表**
- 10月5日時点で**1,252医療機関**を指定しており、県HPの検索システムにおいて、誰でも容易に検索できようになっている
- 検索システムには、運用を開始した12月から9月末までの累計で**約145万件のアクセス**があった
- いわゆる第5波のピーク時の8月においても、検査数の8割以上を診療・検査医療機関が検査を実施
- お盆の時期も、多くの診療・検査医療機関に休まず対応していただいた

	病院・診療所＋行政				
	診療・検査医療機関	診療・検査医療機関以外	行政（衛研＋4市HC）	計	診療・検査医療機関での検査実施割合
8月10日 火	9,018	1,535	252	10,805	83.5%
8月11日 水	6,859	1,097	55	8,011	85.6%
8月12日 木	5,964	1,160	187	7,311	81.6%
8月13日 金	6,125	1,003	151	7,279	84.1%
8月14日 土	4,742	640	86	5,468	86.7%
8月15日 日	2,580	264	210	3,054	84.5%
8月16日 月	8,892	1,787	235	10,914	81.5%
8月17日 火	7,826	1,373	234	9,433	83.0%
8月18日 水	6,942	1,147	339	8,428	82.4%
8月19日 木	6,873	1,046	346	8,265	83.2%
8月20日 金	7,667	1,264	363	9,294	82.5%
8月21日 土	5,778	897	100	6,775	85.3%
8月22日 日	2,135	347	232	2,714	78.7%
8月23日 月	9,226	1,637	257	11,120	83.0%
8月24日 火	7,215	1,384	151	8,750	82.5%
8月25日 水	6,022	1,322	357	7,701	78.2%
8月26日 木	6,617	1,257	156	8,030	82.4%
8月27日 金	6,671	1,253	381	8,305	80.3%

過去最多

個人防護具(PPE)等の配布

1 国から無償配布される個人防護具(PPE)の種類^{注1)}

サージカルマスク、N95等マスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋

2 配布時期 (今シーズンは4回の予定です)

一斉配布	1回目(11,12月分)	2回目(1月分)	3回目(2月分)	4回目(3月分)
配布予定時期	10月下旬	12月中	1月中	2月中

(手続き不要)

3 配布数量の目安^{注2)}

【固定分】1施設当たり医師1名、看護師2名、事務員等3名と仮定

医師、看護師

サージカルマスク、N95等マスク、フェイスシールド：1日に1人1枚

長袖ガウン：1日に1人2枚

手袋：検査1件につき1人1双 (毎回交換)

事務員

サージカルマスク：1日に1人1枚

【変動分】県の在庫量や検査の状況などを踏まえ、国の定めた範囲内で配布数量を調整

固定分1か月分 (目安)

- サージカルマスク 180枚
- N95等マスク 90枚
- フェイスシールド 90枚
- 長袖ガウン 180枚
- 手袋 調整中

4 その他

- ・ 調達が難しく不足が生じた場合は、原則G-MISを使用し緊急要請すれば随時配布
- ・ 不要、一時停止の場合は電話で連絡

〔電話

感染症対策課 048-830-7500 薬務課 048-830-3640〕

注1)日本環境感染学会、国立感染症研究所、日本感染症学会等のガイドラインの推奨 注2)令和3年9月28日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡

埼玉県医師会
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長 関本 建二

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）について

本県の保健医療行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、9月17日に開催された第24回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種を行う必要があり、その実施時期は2回接種完了から概ね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示されました。

これを受け、厚生労働省健康局健康課予防接種室から、令和3年9月22日付け事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」により、追加接種の概要が示されたところです。

つきましては、国から示された追加接種に関する現時点での情報を踏まえ、医療従事者等の皆様が御留意いただくべきことについて、下記のとおりお知らせいたしますので、各郡市医師会あて御周知をお願いいたします。

記

1 追加接種の概要

（1）接種の対象

- 追加接種には、「医療従事者等」や「高齢者」といった、これまでの優先接種区分はありません。2回目接種を終了した者のうち、8か月以上経過した者から順次対象となり、市町村から接種券が発行されます。
- 対象者の範囲については、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ、今後国から示されます。

（2）接種体制の原則

- 現在市町村が実施している住民接種の接種体制を維持し、医療従事者等も含め現行の接種体制で追加接種を実施します。
- このため、医療従事者等への接種について、1回目・2回目接種のような接種機関の割り当てなど特別な体制は設けられません。
- 自院で接種を受けない医療従事者等は、居住市町村で住民接種を受けることになります（下記「（3）接種体制の例外」参照）。その場合は、各居住市町村からの接種の案内をお待ちください。

(3) 接種体制の例外

- 上記「(2) 接種体制の原則」のとおり、追加接種は原則として現在の住民接種を継続する形で実施されますが、希望する医療機関は、自院の職員等（当該医療機関の所在市町村外に居住する者も含む）に個別接種ができます。
- 追加接種に必要なワクチン数の算出や分配のため、近日中に市町村が各医療機関における自院接種者数を把握するための調査を行う予定です。御協力をお願いいたします。

2 実施期間

1回目・2回目の一般的な医療従事者等優先接種は令和3年3月頃から開始されたことから、今後の準備期間を踏まえると、早ければ令和3年12月から追加接種が開始されることが想定されています。

3 ワクチンの種類

追加接種で使用するワクチンについては、科学的知見等を踏まえ、追って国から示されます。

4 その他

- 委託業者や近隣の薬局職員など、各医療機関で1回目・2回目接種の対象とした医療従事者等についても自院の職員等として接種いただいて構いません。この場合には、前述の自院接種数調査でその分の人数も忘れずに計上してください。
- ワクチン接種を行うには、集合契約の締結やV-SYSへの入力などの手続きが必要となります。詳細は各医療機関の所在市町村へお問い合わせください。

埼玉県新型コロナウイルスワクチンチーム
接種調整担当
048-830-7508
a7500-01@pref.saitama.lg.jp

自院接種の可能性のある機関

- ・非会員医療機関
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・企業・大学内診療所
- ・保険外医療機関（美容整形など）

医療機関各位

保政第1003-2号

令和3年10月 日

埼玉県保健医療部長 関本 建二

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）について

本県の保健医療行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、9月17日に開催された第24回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種を行う必要があり、その実施時期は2回接種完了から概ね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示されました。

これを受け、厚生労働省健康局健康課予防接種室から、令和3年9月22日付け事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」により、追加接種の概要が示されたところです。

つきましては、国から示された追加接種に関する現時点での情報を踏まえ、医療従事者等の皆様が御留意いただくべきことについて下記のとおりお知らせしますので、貴所属職員への御周知をお願いいたします。

記

1 追加接種の概要

（1）接種の対象

- 追加接種には、「医療従事者等」や「高齢者」といった、これまでの優先接種区分はありません。2回目接種を終了した者のうち、8か月以上経過した者から順次対象となり、市町村から接種券が発行されます。
- 対象者の範囲については、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ、今後国から示されます。

（2）接種体制の原則

- 現在市町村が実施している住民接種の接種体制を維持し、医療従事者等も含め現行の接種体制で追加接種を実施します。
- このため、医療従事者等への接種について、1回目・2回目接種のような接種機関の割り当てなど特別な体制は設けられません。
- 自院で接種を受けない医療従事者等は、居住市町村で住民接種を受けることになります（下記「（3）接種体制の例外」参照）。その場合は、各居住市町村からの接種の案内をお待ちください。

(3) 接種体制の例外

- 上記「(2) 接種体制の原則」のとおり、追加接種は原則として現在の住民接種を継続する形で実施されますが、希望する医療機関は、自院の職員等（当該医療機関の所在市町村外に居住する者も含む）に個別接種ができます。
- 追加接種に必要なワクチン数の算出や分配のため、近日中に市町村が各医療機関における自院接種者数を把握するための調査を行う場合があります。その際は、御協力をお願いいたします。

2 実施期間

1回目・2回目の一般的な医療従事者等優先接種は令和3年3月頃から開始されたことから、今後の準備期間を踏まえると、早ければ令和3年12月から追加接種が開始されることが想定されています。

3 ワクチンの種類

追加接種で使用するワクチンについては、科学的知見等を踏まえ、追って国から示されます。

4 その他

- 委託業者や近隣の薬局職員など、各医療機関で1回目・2回目接種の対象とした医療従事者等についても自院の職員等として接種いただいて構いません。この場合には、前述の自院接種数調査でその分の人数も忘れずに計上してください。
- ワクチン接種を行うには、集合契約の締結やV-SYSへの入力などの手続きが必要となります。詳細は各医療機関の所在市町村へお問い合わせください。

埼玉県新型コロナウイルスワクチンチーム
接種調整担当
048-830-7508
a7500-01@pref.saitama.lg.jp

埼玉県薬剤師会
会長 斉藤 祐次 様

（埼玉県歯科医師会
会長 大島 修一 様）

埼玉県保健医療部長 関本 建二

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）について

本県の保健医療行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、9月17日に開催された第24回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種を行う必要があり、その実施時期は2回接種完了から概ね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示されました。

これを受け、厚生労働省健康局健康課予防接種室から、令和3年9月22日付け事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」により、追加接種の概要が示されたところです。

つきましては、国から示された追加接種に関する現時点での情報を踏まえ、医療従事者等の皆様が御留意いただくべきことについて下記のとおりお知らせしますので、貴会員への御周知をお願いいたします。

記

1 追加接種の概要

（1）接種の対象

- 追加接種には、「医療従事者等」や「高齢者」といった、これまでの優先接種区分はありません。2回目接種を終了した者のうち、8か月以上経過した者から順次対象となり、市町村から接種券が発行されます。
- 対象者の範囲については、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ、今後国から示されます。

（2）接種体制の原則

- 現在市町村が実施している住民接種の接種体制を維持し、医療従事者等も含め現行の接種体制で追加接種を実施します。
- このため、医療従事者等への接種について、1回目・2回目接種のような接種機関の割り当てなど特別な体制は設けられません。
- 自院で接種を受けない医療従事者等は、居住市町村で住民接種を受けることになります（下記「（3）接種体制の例外」参照）。

(3) 接種体制の例外

- 上記「(2) 接種体制の原則」のとおり、追加接種は原則として現在の住民接種を継続する形で実施されますが、希望する医療機関は、自院の職員等（当該医療機関の所在市町村外に居住する者も含む）に個別接種ができます。
- しかし、歯科医院や薬局等においては、自施設での接種ができないことから、原則として居住市町村の住民接種を受けることになります。各居住市町村からの接種の案内をお待ちください。

2 実施期間

1回目・2回目の一般的な医療従事者等優先接種は令和3年3月頃から開始されたことから、今後の準備期間を踏まえると、早ければ令和3年12月から追加接種が開始されることが想定されています。

3 ワクチンの種類

追加接種で使用するワクチンについては、科学的知見等を踏まえ、追って国から示されます。

埼玉県新型コロナウイルスワクチンチーム
接種調整担当
048-830-7508
a7500-01@pref.saitama.lg.jp

3回目接種送付先

対象者		データ元	対象数	手段	伝える内容	優先送付
可 自 院 接 種 性 あ り	保政 第1003-1 医師会会員	県医師会経由	3550	メール	①3回目は居住地住民接種 + ②自院接種照会が市町村から来る	○
	第1003-2 医師会非会員	10/1保健所リスト	610	郵送	①+②	○
	第1003-2 介護老人保健施設	高齢者福祉課リスト	164	郵送	①+②	○
	第1003-2 介護医療院	高齢者福祉課リスト	8	郵送	①+②	○
	第1003-2 その他医療機関（美容外科・企業大学内診療所等）	接種券付き予診票 発行マスターデータ	86	郵送	①+②	○
可 自 院 接 種 性 な し	第1003-3 歯科医師 薬局	歯科医師会経由	3596	メール	①	
	第1003-3 訪問看護ステーション	薬剤師会経由	2983	メール	①	
	第1003-4 助産所	優先接種時のリスト	527	郵送	①	
	第1003-4 その他医療機関（検査専門医療機関・福祉施設等）	優先接種時のリスト	176	郵送	①	
	別途検討 市町村支援 担当通知	接種券付き予診票 発行マスターデータ	201	郵送	①	
第1003-5	県（保健所・旧県立病院）		約20	メール	①	
	市町村 ※市町村支援担当発の自院接種調査依頼に盛り込む		63	メール	①	
国機関（自衛隊関連・少年刑務所等）		R03.01.14 国の機関窓口	7	郵送	①	

郵送数 1492

新型コロナウイルスに係る市町村説明会 (抜粋)

令和3年10月1日(金)14:00~16:00
WEB開催(Zoom)

埼玉県

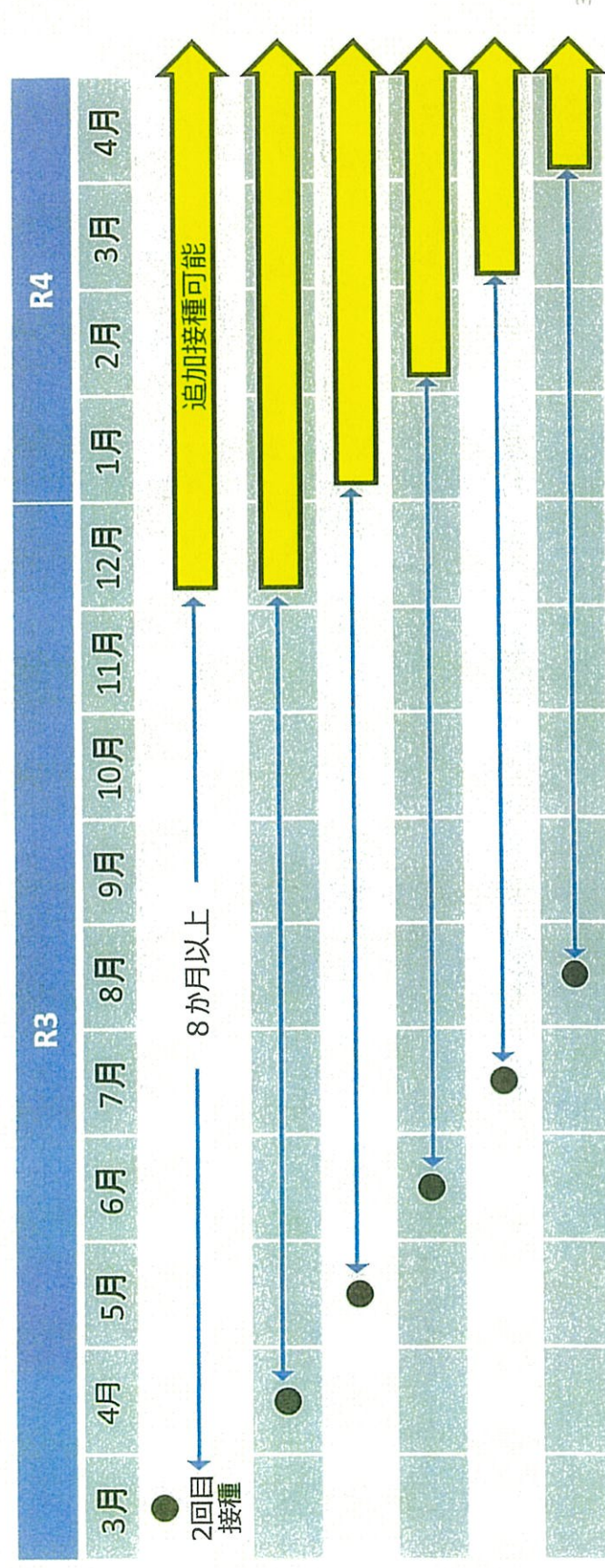
1 追加接種(第3回目接種)について

追加接種の全体像（対象者・回数）

2回目接種を終了した者のうち、概ね8か月以上経過した者を対象に、1回追加接種

⇒ **対象者をVRSから抽出して接種券を発行、追加接種を実施**
（「医療従事者等」や「高齢者」といった、これまでの優先接種区分は無い）

※対象者の範囲については、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえて今後示される



追加接種の全体像（追加接種の接種体制）

① 住民接種の接種体制を継続（住民接種）

現在市町村が実施している住民接種の接種体制を維持し、医療従事者も含め
現行の接種体制で追加接種を実施

⇒ **医療従事者への接種について、特別な体制は設けない**
自院で接種を受けない医療従事者は、居住市町村で接種を受ける

② 医療機関における職員等への個別接種（自院接種）

希望する医療機関は、自院の職員（当該医療機関の所在市町村外に居住する
者も含む）に個別接種ができる

⇒ **医療機関が必要とするワクチンは、住民以外の分も含め医療機関所在
市町村が必要量を把握して供給**

追加接種の全体像（対象者数の把握）

追加接種に必要なワクチン数の算出や分配のため、各市町村において、住民接種と自院接種のそれぞれの対象者を把握する必要がある。

①「住民接種」

（従来の住民接種体制をベースに実施）

※自院で接種を受けない医療従事者を含む

VRSの接種実績から対象者数を把握

VRSに接種実績が入力されていないと、
対象者数が把握できず、追加接種が始められない

市町村における準備 1

10月末までに、VRSへの接種実績入力を完結
特に、未入力が多い医療従事者の実績を入力

②「自院接種」

（医療機関における職員等への個別接種）

各医療機関における自院接種者数を把握

各医療機関における自院接種の意向や
自院接種数を新たに把握する必要がある

市町村における準備 2

自院接種の意向と自院接種数について
各市町村の医療機関に調査

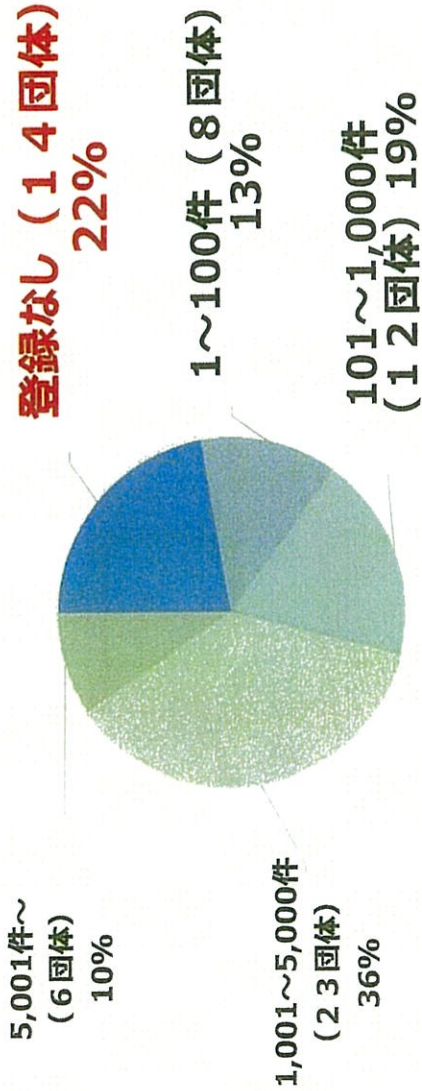
医療従事者等のVRSへの接種実績登録状況

1. V-SYSとVRS*におけるファイザー社ワクチン接種実績登録比較（9月26日実績まで）

	V-SYS・・・①	VRS・・・②	登録率（②÷①）
1回目	243, 530回	146, 335回	<u>60. 1%</u>
2回目	228, 609回	122, 461回	<u>53. 6%</u>

5月31日付けの国事務連絡で、
医療従事者等は確実にV-SYSに接種実績を登録することが求められていた。

2. VRSへのファイザー社ワクチン登録件数別市町村数（1回目接種）



医療従事者等は、登録件数が
1,000件以下の自治体は約5割

➡

VRSへの早期登録
が必要不可欠

* 医療施設や高齢者施設等において「予診票付き接種券」で接種を受け、VRSに「先行接種対象者」として登録されている件数をカウント

全医療機関に対する自院接種数の調査

各市町村での自院接種分のワクチン確保・分配に必要な情報を得るため、管内の医療機関あてに、**各市町村が調査を実施**する必要がある。

調査項目

- 医療機関名 ■ 所在地
- 自院の職員のうち、自院で接種する人数（2回目接種の時期ごと）

結果イメージ

(例) A市分の調査結果

2 回目接種時期	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8
3 回目接種時期	R3.12	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4
〇〇病院	100人	150人	200人	150人	50人	10人
▲▲診療所	0人	3人	5人	2人	0人	0人
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

【例】A市の〇〇病院で必要なワクチン数

R3.12月接種分	250
R4.1月接種分	200
R4.2月接種分	150
R4.3月接種分	50
R4.4月接種分	10
計	660



医療機関ごとの月別自院接種数を把握し、ワクチン分配に反映。

市町村において対応していただくべきこと

- ① **区域内の医療機関に対し、自院での接種者数を照会【10月初旬～中旬まで】**
管内の医療機関の月別自院接種数等について調査
ワクチンの分配に反映
- ② **VRSへ接種実績を入力【10月末まで】**
VRSへの接種実績入力を完結
特に、未入力が多い医療従事者の実績を入力
- ③ **接種券を発行【11月中旬～】**
VRSの接種実績から、追加接種の対象者に適時接種券を発行
- ④ **医師会と調整し、区域内の医療機関へワクチンを分配【11/4割当て期限】**
医師会と調整のうえ、2回目の接種実績等を踏まえて医療機関へワクチン分配
自院接種分のワクチンは、調査機関の回答を踏まえ分配

追加接種用ワクチン配送までのスケジュールの目安（希望量登録・割り当て関係）

○現時点で国から示された、追加接種用ワクチン配送までのスケジュールの目安は以下のとおり

10月初旬～
県の依頼に基づき、**市町村が**区域内の医療機関へ
自院接種人数を照会

10月中旬
医療機関から市町村への回答の締め切り

～10月末まで
市町村がVRS入力完了

10/31（日）
医療機関がV-SYSに納入希望（量）を登録する期限

11/ 1（月）
国から示された県へのワクチン分配量をもとに、
県が各市町村にワクチンを割り当て

11/ 4（木）
市町村が区域内の各医療機関にワクチンを割り当て

11月中旬～
市町村が接種券を発行

11/15週、22週
医療機関等へワクチンを配送